

かすみがうら市特別給付

※自宅で介護を受けている方が支給対象です。

■おむつ利用費支給

内容

1カ月におむつの購入に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は5,000円となります。

対象者

要介護1～5の認定を受け、常時おむつを必要とする方

※病院などに入院中は支給の対象になりません。



■訪問理容・美容サービス費支給

内容

2カ月に1回の訪問理容・美容サービスの利用に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は2,000円となります。

対象者

要介護3～5の認定を受け、自宅で理容・美容サービスを受けた方



介護、高齢者に関する相談等のご案内

お気軽にご相談ください！

介護申請・認定、介護保険料、高齢者の支援等のほか

介護保険・高齢者福祉全般に関するご相談

■健康長寿課 [千代田庁舎/上土田461] ☎0299-59-2111、029-897-1111

介護予防、ケアプラン、介護申請、高齢者の支援等に関するご相談

■地域包括支援センター

千代田保健センター/上土田433-2 ☎0299-59-2111、029-897-1111

【市委託事業】高齢者や障害者の支援・サービス等に関するご相談

■市社会福祉協議会(地域ケアシステム推進事業)

あじさい館/深谷3719-1 ☎029-898-2527

【市委託事業】高齢者の在宅介護や福祉サービス等に関するご相談

■在宅介護支援センター

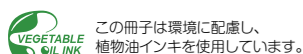
★霞ヶ浦地区:サンシャインつくば/上大堤210-27 ☎029-897-0101

★千代田地区:プルミエールひたち野/上土田330-2 ☎0299-59-5611

発行日/平成28年1月 発行/かすみがうら市 編集/健康長寿課



この冊子は、ユニバーサルデザインの視点で作られた文字フォント(イワタUD)を使用しています。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無に関係なくあらゆる方が快適に利用できるような配慮されたデザインのことです。



無断転載・複製禁止
©(株)現代けんこう出版

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

わたしたちの 介護保険

わかりやすい利用の手引き

平成27年度
制度改正対応版

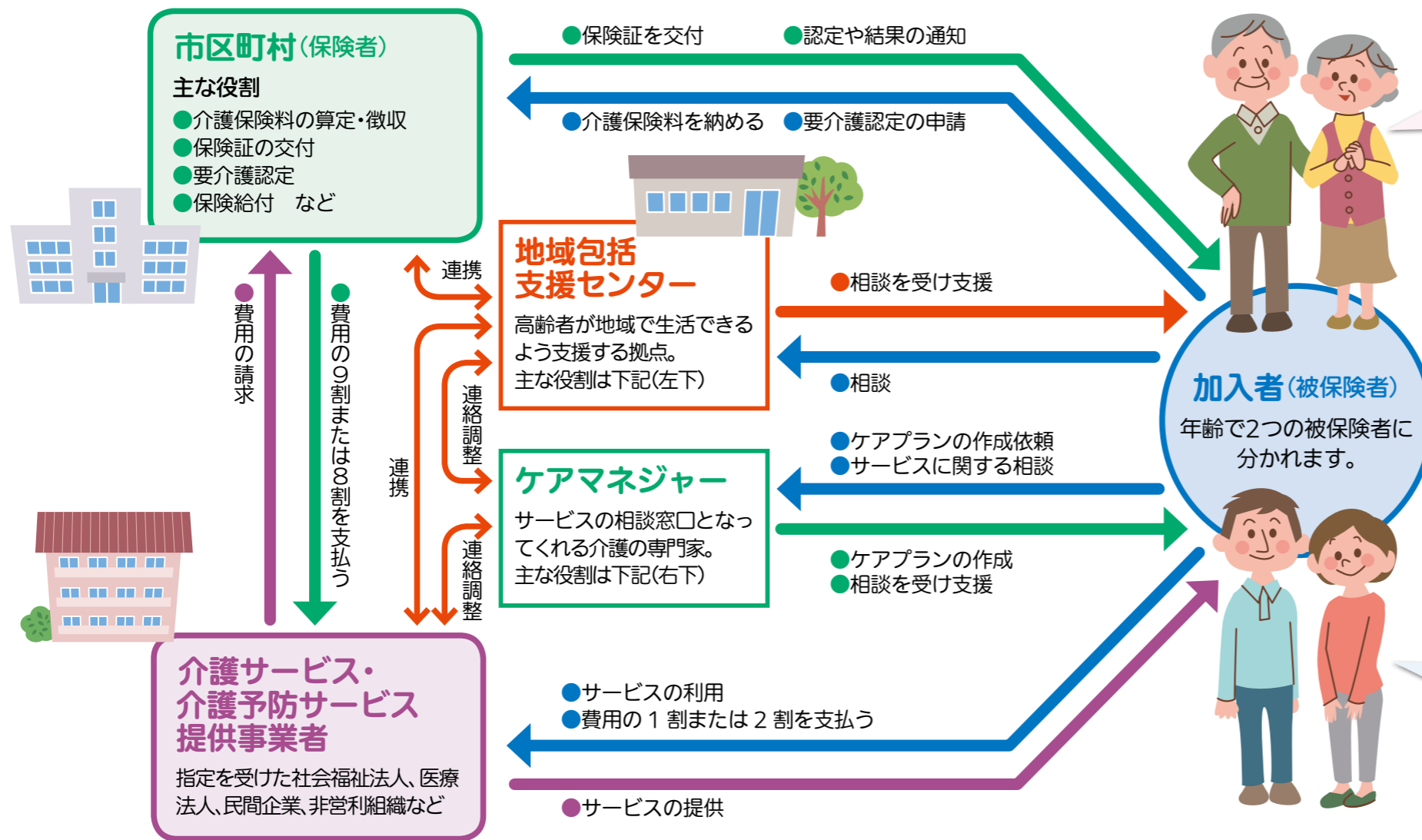


- | | | | |
|----|-----------------|----|------------------|
| 2 | しくみと加入者 | 14 | 地域密着型サービス |
| 4 | 介護保険料 | 15 | 福祉用具貸与・購入、住宅改修 |
| 6 | サービス利用の手順 | 16 | 費用の支払い |
| 10 | 介護サービス・介護予防サービス | 18 | かすみがうら市の高齢福祉サービス |

かすみがうら市

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部を負担することで、介護保険のサービスを利用できる制度です。市区町村が運営しています。



65歳以上(第1号被保険者)の方は

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。(介護が必要となった原因は問われません。)

(要介護認定→6～7ページ)

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
- 要介護認定を申請するとき
- サービスを利用するとき など

変更 65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方はサービスを利用するときの自己負担は2割になります。(平成27年8月から)

【2割負担となる方】本人の合計所得金額が160万円以上の方。

ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

負担割合証

要介護認定を受けた方に利用者の負担割合を示す証明書が交付されます。サービスを利用するときに必要になります。

有効期限:1年間(8月1日～翌年7月31日)

40～64歳(第2号被保険者)の方は

介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

どんなスタッフがいるの？

社会福祉士

高齢者の権利擁護に関する相談 など

主任ケアマネジャー

事業者やケアマネジャーの指導 など

保健師(または経験のある看護師)

介護予防ケアプランの作成や介護予防指導 など



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市区町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



しくみと加入者

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

費用の支払い

かすみがうら市の高齢福祉サービス

社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護保険のサービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決まり方

$$\text{市区町村で必要なサービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 22\%} \div \text{市区町村に住む65歳以上の方の人数} = \text{基準額 (月額) 5,400円}$$

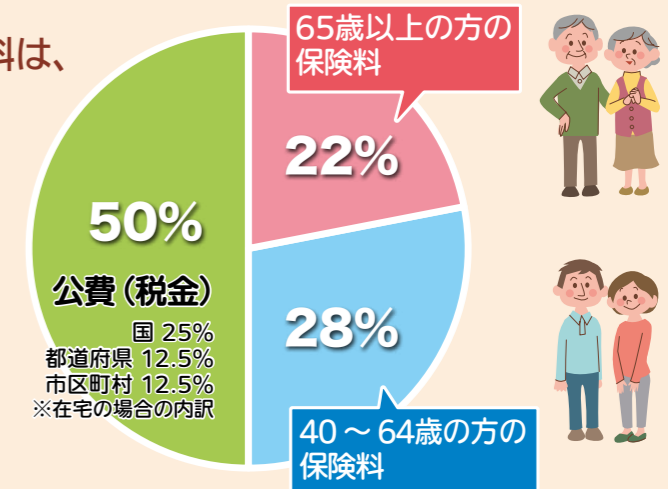
かすみがうら市の平成27～29年度の保険料の基準額 5,400円(月額)
この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(月額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	29,160円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.75	48,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.75	48,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	58,300円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	77,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.30	84,200円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50	97,200円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.70	110,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 1.80	116,600円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.10	136,000円

※1 高齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



◆40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である自己負担が3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(9割または8割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

【1年6カ月間滞納した場合】

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市区町村から払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

- 自己負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割である自己負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

困ったときは 介護保険の窓口へ...

災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市区町村の介護保険担当課にご相談ください。

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険のサービスを利用するときは、まず市区町村が行う「要介護認定」を受けましょう。「要介護認定」とは、サービスがどれくらい必要か、などを判断するための審査です。



①申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- 申請書
市区町村の窓口に置いてあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

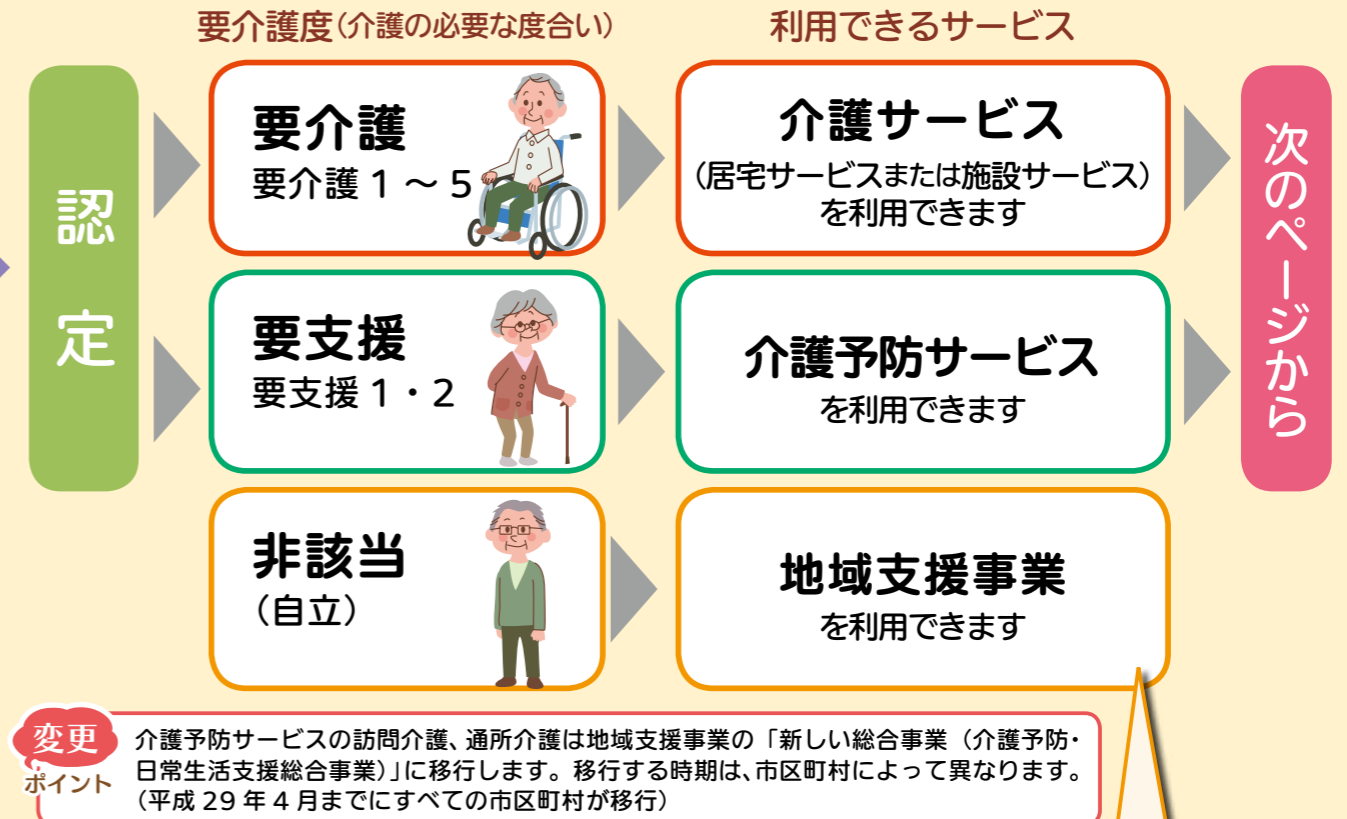
②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- 訪問調査
市区町村の担当職員などがご自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書
市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は市区町村が紹介する医師の診断を受けます。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- 二次判定(認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要支援・要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



地域支援事業の介護予防サービスは対象者によって2種類

介護や支援を必要としない
元気な高齢者が対象

一次予防事業

健康づくりや介護予防に関する各種講習会を開くなどして、いつまでも元気でいられるようアドバイスをします。



今後、介護や支援が必要となる
可能性が高い高齢者が対象

二次予防事業

「基本チェックリスト」などの結果をもとに、**今後要支援・要介護状態になる可能性の高い方**を選定します。
※要介護認定審査で「非該当(自立)」と判定された方は、二次予防事業の対象者となります。

対象者の方は、地域包括支援センターの職員などと相談しながら目標を決め、計画にそってサービスを利用します。



サービスの例

運動器の機能向上

- ストレッチ
 - 筋力トレーニング
 - 有酸素運動
 - バランストレーニング
- などの指導や、運動に関する相談受け付け



栄養改善

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け



口腔機能の向上

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 味覚障害や気道感染の予防法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



閉じこもり、うつ、認知症の予防

- 運動や機能訓練などの各種教室への参加呼びかけ
- うつ、認知症の治療の必要性の確認



介護（介護予防）サービス利用の手順


要介護1～5と認定された方は、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービスの利用計画）を作った上で介護サービスを利用します。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプラン（介護予防サービスの利用計画）を作った上で介護予防サービスを利用します。

要介護1～5の方


自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用するサービスの種類 (P.10～)



①居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。




②ケアプランを作成します

- 担当のケアマネジャーといっしょにケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

ケアプランの作成は「居宅介護支援」(P.10)に含まれており、利用者の負担はありません。


③介護サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- 1割または2割の自己負担がかかります。
- ケアプランにそって居宅サービスを利用します。




介護保険施設へ入所したい

施設は3タイプに分かれます。(P.13)




①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②ケアプランを作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。



③介護サービスを利用します

- ケアプランにそって施設サービスを利用します。



要支援1・2の方

①地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。サービスの種類 (P.10～)



②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



③介護予防ケアプランを作ります

- 地域包括支援センターの職員と介護予防ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

介護予防ケアプランの作成は「介護予防支援」(P.10)に含まれており、利用者の負担はありません。

④介護予防サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- 1割または2割の自己負担がかかります。
- 介護予防ケアプランにそって介護予防サービスを利用します。

しくみと加入者
介護保険料
サービス利用の手順
介護サービス・介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与購入住宅改修
費用の支払い
かすみがうら市の高齢福祉サービス

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

以降のページのマーク、自己負担のめやす等について

要介護 1~5 要介護1~5の方が介護保険を使って利用できるサービス。
要支援 1・2 要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス。

- 自己負担は1割または2割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、サービス事業者の所在地や体制、利用するサービスの内容によって異なります。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1~5 きょたくかいご しえん 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援 1・2 かいご よぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します。)

日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 ほうもんかいご 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護中心〉●食事、入浴、排せつのお世話
●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助中心〉●住居の掃除、洗濯、買い物
●食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分~30分未満	245円
生活援助中心	20分~45分未満	183円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

要支援 1・2 かいご よぼうほうもんかいご 介護予防訪問介護

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度の利用	1,168円
週2回程度の利用	2,335円

※上表の回数を超える利用は要支援2の方に限ります。(1カ月3,704円)

自宅で入浴する

要介護 1~5 ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1~5	1,234円	要支援 1・2	834円
---------	--------	---------	------



看護師などに訪問してもらう

要介護 1~5 ほうもんかんご 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分~30分未満	392円
	30分~1時間未満	567円
訪問看護ステーションから	20分~30分未満	463円
	30分~1時間未満	814円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護 1~5 ほうもん 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす	1回	302円
--------------	----	------

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 要支援 1・2 きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす【同日、同じ建物にサービスを受ける人がほかいない場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	503円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	553円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	503円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	352円



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って受ける

要介護 1~5 つうしょかいご 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで行われます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7~9時間未満の利用の場合】

要介護 1	656円
要介護 5	1,144円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 46円/1日
- ・栄養改善 150円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1・2 かいご よぼうつうしょかいご 介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで行われます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,647円
要支援 2	3,377円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 150円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

しんみと加入者

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与購入住宅改修

費用の支払い

かすみがうら市の高齢福祉サービス



施設に通ってリハビリをする

施設に通って受ける

要介護 1~5 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設/6~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	726円
要介護 5	1,321円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 150円/1回
・口腔機能向上 150円/1回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1-2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,812円
要支援 2	3,715円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・運動器機能向上 225円/月
・栄養改善 150円/月
・口腔機能向上 150円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1-2** 短期入所生活介護(ショートステイ)(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	579円	599円	677円
要介護 5	846円	866円	946円
要支援 1	433円	438円	508円
要支援 2	538円	539円	631円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1-2** 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	750円	823円	829円
要介護 5	959円	1,036円	1,040円
要支援 1	575円	608円	618円
要支援 2	716円	762円	775円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※自己負担は1割または2割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

自宅から
移り住んで利用する

要介護 1~5 **要支援 1-2** 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	179円
要支援 2	308円
要介護 1	533円
要介護 5	798円

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、3つのタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

要介護 3~5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約1万6,410円	約1万6,410円	約1万8,750円
要介護 5	約2万4,420円	約2万4,420円	約2万6,820円

変更 平成27年4月から新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になりました。既に入所している要介護1・2の方は、施設での生活を続けられます。やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所できます。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約2万 850円	約2万3,040円	約2万3,220円
要介護 5	約2万7,120円	約2万9,430円	約2万9,550円

病院での療養が中心の施設

要介護 1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約1万9,230円	約2万2,350円	約2万3,010円
要介護 5	約3万4,410円	約3万7,530円	約3万8,190円

しんみと加入者

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与購入住宅改修

費用の支払い

かすみがうら市の高齢福祉サービス

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1割または2割です。
※食費、日常生活費などが別途負担となるサービスもあります。

24時間対応の訪問サービス ていきじゆんかい ずいじたいおうがたほうもんかい ごかんご
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※要支援の方は利用できません。
 介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

夜間の訪問サービス やかんたいおうがたほうもんかいご
夜間対応型訪問介護 ※要支援の方は利用できません。
 夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。

認知症の方向けのサービス にんちしやうたいおうがたつうしよかいご
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)
 認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
にんちしやうたいおうがたきやうどうせいかつかいご
認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護) ※要支援1の方は利用できません。
 認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

通い訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス しやうきほたきのうがたきやたくかいご
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。
かんごしやうきほたきのうがたきやたくかいご ふくごうがた
看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】 ※要支援の方は利用できません。
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

地域の小規模な施設で受ける介護サービス ちいきみつちやくがたかいご ろうじんふくし しせつにゆうしよしやせいかつかいご
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。(平成27年4月から)
ちいきみつちやくがたとくいてい しせつにゆうきよしやせいかつかいご
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※要支援の方は利用できません。
 定員30人未満の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模な通所介護 ちいきみつちやくがたつうしよかいご
地域密着型通所介護 ※要支援の方は利用できません。
 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1割または2割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

福祉用具を借りる ふくしやうぐたいよ かいごよほうふくしやうぐたいよ
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)
 次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

① 手すり	⑦ 特殊寝台	⑫ 移動用リフト (立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
② スロープ	⑧ 特殊寝台付属品 (サイドレール、マットレス、スライディングボード等)	⑬ 自動排せつ処理装置
③ 歩行器	⑨ 床ずれ防止用具	
④ 歩行補助つえ (松葉づえ、多点つえ等)	⑩ 体位変換器 (起き上がり補助装置を含む)	
⑤ 車いす	⑪ 認知症老人徘徊感知機器 (離床センサーを含む)	
⑥ 車いす付属品 (クッション、電動補助装置等)		

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割または2割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

福祉用具を買う とくていふくしやうぐこうにゆう とくていかいごよほうふくしやうぐこうにゆう
特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入) **申請が必要です**
 購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座 (便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器 (自動排せつ処理装置の交換部品)
- 入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
 年間10万円が上限で、その1割または2割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

安全な生活が送れるよう住宅を改修する きやたくかいごじゆうたくかいしゆう かいごよほうじゆうたくかいしゆう
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) **事前の申請が必要です**
 生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1割または2割)
 ◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

しんみと加入者
 介護保険料
 サービス利用の手順
 介護予防サービス・介護サービス
 地域密着型サービス
 福祉用具貸与・購入、住宅改修
 費用の支払い
 かすみがうら市の高齢福祉サービス

自己負担割合と負担の軽減

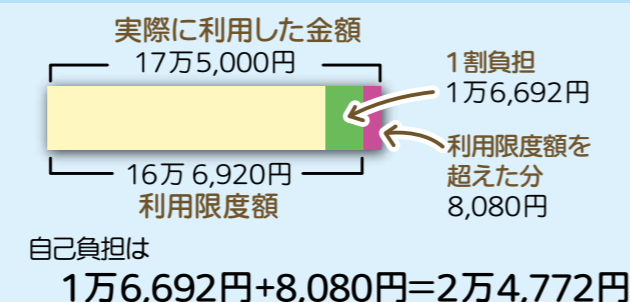
介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割または2割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

● サービスを利用したときは利用料の1割または2割を支払います

サービスの利用限度額(1カ月)

要介護度	利用限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1	5万 30円	5,003円	1万 6円
要支援2	10万4,730円	1万 473円	2万 946円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円
要介護4	30万8,060円	3万 806円	6万1,612円
要介護5	36万 650円	3万6,065円	7万2,130円

例 要介護1(1割負担)の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合は・・・



要介護度ごとに1カ月に1割または2割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています(上表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

- 施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。
- 次のサービスは上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。
 - ・特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入) ・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)
 - ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

● 自己負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1割または2割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額) 平成27年7月まで

区分	限度額
市区町村民税課税世帯の方	3万7,200円
世帯全員が市区町村民税非課税	2万4,600円
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円

自己負担の限度額(月額) 平成27年8月から

区分	限度額
医療保険制度における 現役並み所得者相当の方 [※]	4万4,400円
市区町村民税課税世帯の方	3万7,200円
世帯全員が市区町村民税非課税	2万4,600円
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円

※同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市区町村民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。

変更ポイント 平成27年8月から現役並み所得者相当の方の限度額が4万4,400円に変更されます。その他の方の限度額に変更はありません。



● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1割または2割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
・生活保護受給者の方等 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円(420円)	370円	820円	490円	390円
世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

変更ポイント

- 特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件が変わります。(平成27年8月から)
- 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。
 - 預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であることが要件に加わります。
 - 区分の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定します。(平成28年8月から)不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額) ●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

区分	70歳未満の方		70歳以上の方 ^{※2}
	平成26年8月~平成27年7月	平成27年8月~	
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)			67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)			56万円
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)			31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)			19万円
市区町村民税非課税世帯	34万円	34万円	

※1 基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

変更ポイント

70歳未満の方の限度額は、平成27年1月から所得区分が細分化されたことにもなって変更されました。平成26年8月~平成27年7月の限度額は、経過措置が設けられています。

しくみと加入者

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービスの提供

地域密着型サービス

福祉用具貸与購入住宅改修

費用の支払い

かすみがら市の高齢福祉サービス

かすみがうら市高齢福祉サービスのご案内

ひとり暮らし高齢者等への生活支援として、現在実施している事業についてご紹介いたします。

1. 「食」の自立支援事業（配食サービス）

- 内容** 定期的に食事を提供することで、食生活の改善と健康増進を図ります。
 - 対象者** 65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障害・疾病等の理由により調理の困難な方
 - 申請先** 各庁舎・中央出張所《訪問調査を実施》
- ※自己負担額：1食あたり300円（生活保護者200円）



2. 緊急通報装置設置事業

- 内容** 緊急通報装置を設置して、急病や緊急時の対応と日常の不安の解消を図ります。
- 対象者** 65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、次の各号のいずれかの要件に該当する方
 - ①身体虚弱のため、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
 - ②突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方
 - ③重度身体障害者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- 申請先** 各庁舎・中央出張所《訪問調査を実施》



3. 住宅用火災報知機設置事業

- 内容** 火災報知機を設置することで、生命財産を守り安心安全な生活を支援します。
 - 対象者** 65歳以上のひとり暮らしで非課税および生活保護世帯であり、身体虚弱で緊急事態に機敏に行動することが困難な方または突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方
 - 申請先** 各庁舎・中央出張所《訪問調査を実施》
- ※無償：ただし1世帯につき1回限り、1個を限度とします。

4. 軽度生活支援事業

- 内容** シルバー人材による軽易な生活の支援（草取り・掃除等）を行います。（月6時間以内）
- 対象者** 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で日常生活が困難な方
- 申請先** 各庁舎・中央出張所《訪問調査を実施》

※自己負担額：1時間あたり220円～（生活保護者110円～）、機械等を使った作業は別途。
※自己負担額は、作業単価と市助成額との差額分となるため、年度により変更します。



高齢福祉サービスに関するお問合せ先

かすみがうら市 健康長寿課 高齢福祉係
☎ 0299-59-2111 ☎ 029-897-1111

5. 要介護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業

- 内容** 通院時や外出する際のタクシー料金の初乗運賃標準額を助成します。
- 対象者** 次のいずれかの要件に該当する方（ただし、自動車税および軽自動車税を減免されている方および施設等入所者は対象とはなりません。）
 - ①65歳以上で、要介護認定による判定で要支援または要介護認定の方
 - ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の方
 - ③療育手帳の交付を受け、障害の程度がA以上の方
 - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の方
 - ⑤65歳以上の単身者で自動車の運転ができない方のうち、市民税が非課税の方
- 申請先** 各庁舎・中央出張所

6. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

- 内容** 自宅に伺い寝具を回収、約1週間預かり寝具を洗濯乾燥消毒します。
 - 対象者**
 - ①寝具の衛生管理が困難な70歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
 - ②老衰、疾病等の理由により、寝たきりの状態の65歳以上の方
 - ③寝たきり状態の身体障害者
 - 申請先** 各庁舎・中央出張所《年1回、11月下旬頃実施予定》
- ※自己負担額：利用料金の1割（生活保護者0.5割）



7. 生活管理指導員派遣事業

- 内容** 生活指導員（ヘルパー）を派遣し、日常生活の支援を行います。
 - 対象者**
 - ①生活指導の必要な方
 - ②65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯（介護認定を受けている方は対象にはなりません。）利用については、ご相談ください。
 - 申請先** 各庁舎・中央出張所《訪問調査を実施》
- ※自己負担額：1時間あたり200円（生活保護者100円）

8. 緊急医療情報キット

- 内容** 医療情報・緊急連絡先などを記入する用紙とご自宅の冷蔵庫に保管する容器を配布します。救急通報の際に駆けつけた救急隊員に正確な情報を伝えることができます。
- 対象者** 65歳以上の高齢者のみの世帯および障害者のみの世帯等
- 利用方法** 各庁舎・中央出張所にて無償配付します。

しくみと加入者

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

費用の支払い

かすみがうら市の高齢福祉サービス